

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントを踏まえ案に反映したもの

	意見要旨	府の考え方
計画の基本	計画の理念として、環境汚染について「予防原則」を位置づけて下さい。	第3部第2章第1節において、未然防止について記述していますが、計画の理念に（P3,19行目）「これらの環境上の「負の遺産」の解決に向け、手遅れにならないように予防的措置を講じるなど、環境優先の新たな視点に立った取り組みを着実に進めなければなりません。」とします。
	各主体における行政責任、事業責任を明確にすること。団体を構成する個人に「まず」意識改革が必要とするのは行政や事業者の責任をあいまいにする。	第1部第4節において、府民、事業者、民間団体、市町村及び大阪府の各主体としての基本的な役割を記載しており、施策分野における役割については、第3部において例示的・具体的に示していますが、個人の意識改革に関する表現が誤解を受けないよう「まず」を削除するなど適切な表現に改めます。（P7,7行目 「民間団体、事業者、行政もそれらを構成しているのは個人であることから、個人の意識が環境配慮型へと変化し、それが行動につながり、継続するというのも重要です。」とします。）
長期目標	P21,28行目～税制や規制手法を挙げる前に、まず、府民・事業者の自発的行動の必要性、強化について述べるべき	第1部第4節の各主体の基本的役割では、あらゆる環境問題に関して、府民や事業者が意識を変えて、自発的かつ積極的に取り組み、行政は環境教育等を行うことで自発的な行動を促進することとしています。そこで、第2部第2節4交通環境（2）実現の方途「ライフスタイル・ビジネススタイルの転換」のはじめに、「行政は環境教育や啓発等を通じて、府民や事業者の自主的取組を促進するとともに」を追加します。
循環	P3 4,10行目新規追加 特に、建設廃棄物のさらなる増加が予想され、現場での解体、分別を実施し、鉄、セメント、古材の再利用を進めることが必要です。 P3 4, 2 2 行目の後新規追加 特に産業廃棄物の5割以上を占める建設廃材の資源化は40%ほどで、中でも建設廃材の再利用を促進します。	（P3 4, 10行目に次の文章を追加します。）特に、建設廃棄物については、昭和40年代の高度成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えるなど、排出量の急激な増大が見込まれることから、建築物等の分別解体、建設廃棄物の再資源化を進めることが必要です。 （22行目の部分は、（森林資源の活用）に関する課題の記載ですので、10行目の部分に追加する文章のとおりです。） なお、建設廃材については、「大阪府建設リサイクル行動計画」に位置付けて再利用の促進を図っています。
	「環境に配慮した製品」の脚注又は例を記述した方がよい。（P3 9, 1 9 行目）	例として「再生品など環境に配慮した製品」を追加します。
	「再生産可能な資源」とはどういう意味かわからない。（P3 9, 2 1 行目）	次のとおり修正します。『森林資源などの再生産可能な資源を用いた製品（例えば木質トレー）を開発・生産し、販路を拡大します。』 【参考】本計画のP56にも記載しておりますとおり、地域の森林資源をその成長量に見合った分だけ伐採して木材として利用する、伐採跡地には植林等により速やかに森林復元を図るといった持続可能な森林管理が行われる限り、森林資源は再生産可能な資源であると言えます。
	「工場排水の負荷」を「工場廃水の環境負荷」に修正してほしい。（P4 5, 8 行目）	「工場排水の負荷」とは、工場からの排水による環境への負荷という意味で記述していますが、ご指摘の点を踏まえ、より正確な表現とするため、「工場排水の環境負荷」と修正します。
	～ の分類に「未利用エネルギーの活用」を追加し、カスケード利用による省エネルギー化の推進の具体的文章として、冒頭に「コージェネレーションシステムにより発電後の排熱を冷暖房や給湯に利用したりや」と追記し、「廃棄物焼却工場・・・」と続けるべき。	未利用エネルギーの有効利用についてはP48（3）取り組みの冒頭に記載しています。については、「多段階で熱を電力に変換し、効率を高めたコンバインド発電や」に変更します。
	P2 7, 3 4 行目に 環境共生型住宅の建設や建て替えの促進 を追加してはどうか。 エネルギー利用の現状の中で、消費量が増加している原因を分析して記述すべき。（P4 6, 2 0 行目～）	第3部第1章環境に配慮したエネルギー利用の促進の中で「ESCO事業、環境共生住宅の導入による省エネルギー化の推進」と改めます。 「・・・民生部門では22.1%増加しています。これは、業務系の床面積の増加や家庭系の核家族化に伴う世帯数の増加が原因となっています。・・・」と表現を追加します。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントを踏まえ案に反映したもの

	意見要旨	府の考え方
	<p>事業者の役割として、エネルギー消費に関する情報公開を役割として位置づけるべき。 また、市町村、大阪府の役割としてもエネルギー消費に関する情報公開を役割として位置づけるべき。（P5 0,1 0行目～）</p>	<p>府、市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づいて、温室効果ガス排出抑制等実行計画の結果公表が義務づけられています。 事業者については、「環境報告書などにより取り組み状況を積極的に公開します。」を追加します。</p>
	<p>P5 6, 2 0～2 2行目の文章を次のとおり改正 熱帯林などの保護の観点から、温暖化防止のためには原生林（熱帯林、北方林）の商業伐採を停止することです。原生林の大規模な伐採はCO<sub>2</sub>やメタンを大量に大気中に放出するからです。「持続可能な」森林経営を目指すためにも違法伐採木材の使用を禁止し、日本国内で地域の森林資源の成長分だけ伐採して代替材に充てる必要があります。伐採跡地への植林は生態系を破壊するような外来の早生樹や単一植林をしないことです。</p>	<p>次のとおり修正します。『熱帯地域等における不適切な商業伐採を防ぎ地球環境保全に資することが求められています。そのため、それぞれの地域の森林資源をその成長量に見合った分だけ伐採して木材として利用する、伐採跡地には植林等により速やかに森林復元を図る、という「持続可能」な森林管理が行われることが必要です。』</p>
	<p>P5 7, 2 8～3 0行目改正 商業伐採などで原生林の破壊が続いており、IPCCの学者などもまず原生林の破壊を止めて保護を行うことが二酸化炭素などを貯蔵することになると指摘しています。大阪府は、原生林の保護と違法伐採で取り引きされた木材を使用しないことを実行します。</p>	<p>次のとおり修正します。『地球温暖化防止等の観点から、熱帯地域等における不適切な商業伐採を防ぐことが必要であるとともに、地域の森林資源を十分に活用することを基本にしながら、長く使用できる家づくりや家具づくり、木材を活かしたまちづくり、古材・再生材利用の促進あるいは家具のリサイクル等の取り組みを通じて、社会全体の中に「木のストック」を増やす行動を推進します。』</p>
循環	<p>P5 9, の8行目改正 むだな冷暖房をやめ、冷暖房を使用するときには適正温度にします。 P5 9, 9行目改正 脱フロン製品を使用し、フロン使用機器の廃棄には処理費用を負担します。 P5 9, 1 0～1 1行目新設 環境家計簿をつけ、エネルギーの節約に努めます。 住宅は1 0～1 5年サイクルで補修し、新築するときには長寿命で、環境共生の住宅を目指します。</p>	<p>冷暖房、フロンについては、ご指摘の表現では、前半と後半が逆説的な表現となるので、原案のままとします。 環境家計簿については「環境家計簿をつけることなどによって省エネルギーに努めます。」と改めます。 環境共生住宅については、別項で加筆します。</p>
	<p>P5 9, 6行目改正 マイカー通勤などの自動車使用を自粛し、自転車、公共交通を利用します。</p>	<p>P 7 4に合わせて「積極的に公共交通機関や自転車を利用します。」を追加します。</p>
	<p>P6 0, 7行目改正 低公害車の普及を推進し、通勤には自転車、公共交通利用を広げます。</p>	<p>低公害車の普及促進は市町村においても取り組むべきと考えられるので、「低公害な車の普及促進に努めます」を追加します。 なお、通勤への自転車、公共交通の利用についてはP5 9の 府民の項の「マイカー通勤などの自動車使用の自粛」として記載しており、第2章の自動車公害の防止の各主体の役割（P 7 4～P 7 5）との整合を図っています。マイカー通勤の自粛は、ご指摘の市町村も含め事業者、民間団体、大阪府とも取り組みが必要ですが、個人としての取り組みが主となりますので府民の項だけに代表させて記載しております。</p>
	<p>P5 9, 1 2行目改正 ゴミの減量化に無駄なものを買わないこと、そしてリサイクル、リユースに努めます。 P5 9, 2 4行目改正</p>	<p>「廃棄物の減量化・リサイクル」には発生抑制やリユースも含んでおり、ここでは、「ごみ」という語句を「廃棄物」という語句に表現を統一します。 なお、詳しくは、P3 9～4 0に示しています。</p>
	<p>P6 5, 2 2行目新設改正（屋上緑化は多大な費用がかかり、どの団体が行えるのか？） 屋敷林の保護・推進や各自治体の緑化の推進・整備に協力します。 「省エネルギーの導入」という表現はあまり使わない。（P6 5, 1 0行目）</p>	<p>次のとおり修正します。『地域の緑化推進や屋上緑化等の普及啓発に協力します。』 なお、屋敷林につきましては緑の拠点として大切な要素ではありますが、その代表例としての記載は避け、地域の緑化の中核的なものとして考えています。 省エネルギー化の推進と改めます。</p>

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントを踏まえ案に反映したもの

	意見要旨	府の考え方
健康	P71,6行目に新設 * 現行車の細かな点検・修理と、排ガス調査を定期的に行うことが必要です。 * できる限り一人乗りをやめ、マイカーやその他の自動車利用は複数人の利用を実施します。 P74の自動車排ガス対策の各主体の役割に次の文を追加 * できる限り自動車の一人乗りをやめます。 * 現行車の整備・点検を実施して、排ガス量の減少に努めます。	ご指摘のとおり自動車の点検整備は重要であり、「府民の役割」に「定期的に点検整備を実施します」を追加します。 なお、「事業者」にはご指摘と同じ主旨の内容があります。「民間団体」「市町村」「大阪府」は「府民」「事業者」の立場として実施します。「できる限り自動車の一人乗りをやめます」は、計画案の「マイカー通勤などの自動車使用を自粛します」に含むと考えています。
	P83,8～9行目に追加 不法投棄や野焼きは直ちに各自治体へ通報します。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「不適正処理を府や市町村などに通報するよう努める。」という文を加えます。
	P83,28行目を次のように変更 マニフェスト伝票を作り、不適正処理、不法投棄の撲滅に向けた取り組みを強化します。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「マニフェスト制度の普及啓発など不適正処理の撲滅に向けた取り組みを強化します。」に修正いたします。
健康	P95,8行目を次のように変更 海、河川などへの不法投棄、ポイ捨てをしません。 ダイオキシン類の2005年と2010年の目標が同じなのは理解できない。2010年度はより高い目標を掲げるべき	ごみ等の投棄について不法投棄としていましたが、より身近な行為としてわかりやすくするため、「海、河川などへの不法投棄、ポイ捨てをしません」に修正します。 目標排出量はダイオキシン類対策に係る削減措置を講じた場合の排出量として算定したもので、2005年度については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく既設施設の恒久基準及び更新施設の新設基準の遵守徹底による排出量を各施設から積み上げたものです。ダイオキシン類対策としては排出規制の外に、廃棄物等の発生抑制、再利用及び再生利用を推進することにより、さらに一層排出量を削減することが可能でありますので、ご指摘のとおり、2010年度の目標を「2005（平成17）年度の目標排出量よりさらに削減します」に改めるとともに、105ページのダイオキシン類対策の文末（33行目）に「また、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を推進します」を追加します。
	現状で、公害被害者や肺がん死亡率・ぜん息有症率もグラフや数字で記述すべき	P109の第3部第2章第2節8環境保健対策及び公害紛争処理（1）現状の一部を「健康指標については、全国との比較によると肺がん死亡率(1995年)では男性が2位・女性が1位であり、学童のぜん息有症率も高くなっており」と修正します。
共生・魅力	P112,14行目の「森林をはじめとする緑」の「緑」は「緑地」とすべきではない 「外来種」という言葉は「移入種」に直すべきではないか。	ご指摘のとおり修正します。 「移入種」と「外来種」という言葉は基本的に同義語として使われております。大阪府では、「大阪府レッドデータブック」において「外来種」という言葉を使用しており、また一般的にもわかりやすいと考え、本計画案においてはこのような表現を用いりましたが、最近では、環境省等において「移入種(外来種)」という言葉を使う事例が多くなっていることから、本計画においてはそれらの事例にあわせて「移入種(外来種)」という言葉に統一し、一部修正します。
	P114表中の「ヒユマイトトンボ」とあるのは「ヒヌマイトトンボ」の間違いで P126「ウ自然海岸の保全」において、大阪湾に残された自然海浜の名称を明記した方がわかりやすいのではないか。	ご指摘のとおり修正します。 ご指摘を踏まえ、「大阪湾に残された貴重な自然海岸である「長松自然海浜保全地区」「小島自然海浜保全地区」(いずれも岬町)については、「大阪府自然海浜保全条例」に基づき、その保全と適正な利用を図ります。」と修正します。
参加	アドプト・プログラムに環境保全に資するパートナーシップという側面があることは事実であるが、本来、プログラムの目的は公共施設について地域住民や事業者に美化活動を協力してもらうことにより、施設の維持管理水準を高めるとともに、施設利用者に対する公共施設を大切にするという意識を根付かせることにある。計画（案）の第3部第4章の記述ではアドプト・プログラムの目的がもっぱら環境パートナーシップの構築にあると読み取られるので、本文及び図について修正が必要である。	第3部第4章第2節「1 パートナーシップによる環境保全活動の促進」ではアドプト・プログラムを環境パートナーシップという側面から発展的にとらえております。ご指摘のとおりパートナーシップの構築がアドプト・プログラムの主な目的ではないことから、パートナーシップを推進する機能も果たしているという旨の表現とするため、P152,12行目からの「環境パートナーシップの構築を図ります。」という文章を「環境パートナーシップを進めます。」に修正し、同頁のイメージ図を例として掲載します。

「大阪21世紀の環境総合計画（案）」のパブリックコメントを踏まえ案に反映したもの

	意見要旨	府の考え方
参加	P157の自然環境学習の写真として里山だけでなく、海辺の学校等の環境学習の写真を入れればバランスがいいと思う。	水辺体験学習の写真がありましたので、修正します。